

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

下記の手続番号について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和8年7月8日 高知地方法務局須崎支局 登記官 平山 則好

記

手続番号	表題部所有者不明土地に係る所在事項
第4902-2026-0007号	高岡郡四万十町窪川中津川字ヒノ口1342番
第4902-2026-0017号	高岡郡四万十町窪川中津川字榎サイノウ 1450番2
第4902-2026-0051号	高岡郡四万十町米奥字カヤノ木875番2
第4902-2026-0055号	高岡郡四万十町米奥字堂ノ越1176番